

環境影響評価審査会大阪湾岸道路部会議事録

- 1 日時：平成 20 年 3 月 31 日（月）10:00～12:00
- 2 場所：神戸市教育会館 5 階 501 号室
- 3 議題：神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書の審査について
- 4 出席委員：朝日部会長、小谷委員、北村委員、澤木委員、菅原委員、田中みさ子委員、中辻委員、中野委員、山口委員、山下委員
- 5 事務局：菊井環境管理局長
環境影響評価課 築谷課長、森本係長他課員 2 名
- 6 関係部局：自然環境課、大気課、水質課
- 7 環境影響評価実施者等：県都市計画課、国土交通省近畿地方整備局
- 8 関係市：神戸市
- 9 配布資料
 - ・会議次第
 - ・出席者名簿
 - ・神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書
 - ・神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等について（写し）（資料 1）
 - ・神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価に関する公聴会記録書（写し）（資料 2）

10 議事概要

事務局より、神戸国際港都建設計画道路 1．3．6 号大阪湾岸線西伸線に係る環境影響評価に関する公聴会意見に対する都市計画決定権者の考え方について説明。

〔質疑〕

（委員）大阪湾岸線西伸線が整備された場合、整備しない場合に比べ、神戸市域を走行する自動車から発生する 1 年間の二酸化炭素排出量が約 10 万 t-CO2 削減できるという試算もしているとのことだが、数字のイメージがわからない。

（事務局）神戸市発表資料によると、2005 年のデータで神戸市域全体の運輸部門の排出量で約 200 万 t-CO2 となっており、約 5 %の削減となる。

事務局より、神戸市環境影響評価審査会において議論されている項目について説明。

〔質疑〕

（委員）環境影響評価で予測し得なかった事態が起こったとき、どう対応するのか。

（事務局）神戸市域の事業であるので、まず神戸市条例に基づく事後調査で対応することになる。県としてはそれに必要な調整を市と行うことになる。

（委員）「建設機械による騒音は、地表面からの音の反射の影響」という文言について説明して欲しい。

（神戸市）建設機械の騒音の評価する中で No2 という測定地点があり、そこでは 2 m の防音壁を立てて環境保全目標を守ろうとしている。審査会で問題となったのは、2 m の防音壁は低く、また音源の位置も低いので地表面での反射があるという点

である。それを考慮しないと基準を守れないのではないかと懸念されたので、その文言を提示したものである。実際には防音壁は規格上 3 m くらいの高さのものを使用することもあると事業者からは聞いている。

(委員) (社)日本騒音制御工学会道路交通振動予測式作成分科会提案の式については、平面道路以外の道路構造に適用できないため、今後の研究の動向に注意することが重要とあるが。

(神戸市) 今後の注意点として挙げたものである。

(委員) 日照障害について、現段階で予測し得なかった著しい影響が生じた場合には、必要に応じて適切な措置等を実施することだが、ここで言う適切な措置とはどのようなものか。

(環境影響評価実施者) ここで言う適切な措置とは一般的には補償によるものがある。また、今回の予測では住宅地との離隔からして、現時点で補償の対象となることはない。

(委員) 景観検討において、ルート変更まで及ぶことはないとあるが、ルート変更までではないとしても、構造変更については考えられるのか。

(環境影響評価実施者) 都市計画で定める基本的な構造については見直さない。ただ、今後詳細な設計をしていく段階で高架や遮音壁の高さ等が一部変わることはあり得る。

(委員) 主要な眺望点からの海を含まない自然景観への影響という視点でしか評価していないが、住民意見には海、港を背景とする市街地からの景観についての意見が挙がっている。海面が見えるかもポイントだが、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」で対応できるのか。

(環境影響評価実施者) 自然景観だけでなく総括的にアセスする。アセスの中では結果的に自然景観のある陸しか見ていなかったが、ウォーターフロントも含めて「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」の枠組みの中で検討していく。

(委員) 住民意見にもあるように南北に通る街路の山側から海を見下ろしたときの景観についても評価いただきたい。また、事業に対する住民等からの意見・要望等について、具体的にはどのように対応するつもりであるのか。

(環境影響評価実施者) 本事業の環境影響評価について教えて欲しいというご要望については適切に対応していきたい。また、都市計画決定後には、事業実施に向けて、神戸市を含めてまちづくりの組織づくり等も可能ではないかと考える。

事務局より、答申に盛り込むべき項目について説明。

〔質疑〕

(委員) 環境影響評価にはなじまないかも知れないが、住民意見にも出ているので地球温暖化への影響についての記述を入れるべきである。

(事務局) 今回の環境影響評価の項目ではないが、検討する。

(委員) 神戸市はただの市街地ではなく観光地であるので、その旨を記載して欲しい。

(事務局) 検討する。

以上